

各局（本部）長、中央卸売市場長  
消防総監、教育長、警視総監  
各行政委員会事務局長、議会局長 } 殿

財 務 局 長  
(公 印 省 略)

都における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた  
物品買入れ等契約への対応について（通知）

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止につきましては、令和 2 年 2 月 28 日付 31 財建技第 312 号「都における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及び設計等業務の一時中止措置等について」により、工事及び設計等業務の取扱いについて通知を行いました。

物品買入れ等契約につきましても、同通知の趣旨を踏まえ、下記のとおり取扱いを定めました。各局におかれましては、それぞれの現場の事情に応じて、適切な対応をお願いいたします。

おって、貴局等所属の「所」に対して周知願います。

記

1 納入期限の延長や契約内容の変更を行う場合

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、受注者・受託者等（以下「受注者等」という。）の感染拡大防止の意向を尊重し、必要な支援を行う観点から、受注者等から申し出がある場合には、受注者等の責めに帰すことができないものとして、契約書に基づき、納入期限の延長、契約内容の変更等を行う。また、必要に応じて、契約金額の変更に適切に対応する。

2 契約を継続しない場合

受注者等からの申し出があった場合や、感染拡大防止のため都側から契約を中止する場合（感染リスクのある大規模イベント業務委託の中止等）などで、物品買入れ等契約を継続することが困難と判断される場合には、契約書に基づき、契約変更や協議解除により適切に対応する。